

崇城大学 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、崇城大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。なお、本学から配分される個人配布予算、各種団体からの補助金及び助成金等の競争的資金等以外の資金等についてはこの規程を準用するものとする。

2 この規程において、「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果の捏造、改ざん、盗用、またその行為における証拠隠滅
- (2) 論文の発表において論文著作者が適正に公表されないオーサiershipや本質的に同じ論文を投稿する二重投稿等の虚偽申請
- (3) 研究費を本来の用途以外の用途に使用したり、虚偽の請求に基づき研究費を支出する不適切な使用
- (4) その他法令や関係規則に違反した研究費の使用や研究の実施

(責任体制)

第3条 公的研究費の適正な運営・管理及び健全な研究活動の推進のために、第4条、第5条、第6条、第7条に定める者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は学長とし、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって公的研究費の適正な運営・管理及び健全な研究活動の推進が行えるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、副学長（研究担当）とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実務上の責任と権限を持つ。

2 統括管理責任者は、不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、工学部長・芸術学部長・情報学部長・生物生命学部長・

薬学部長・事務局長とし、本学の各学部・各課を統括し、管理下にある研究者をはじめ、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の研究費執行等について、実質的な責任と権限を持つ。
その他、総合教育センター及び研究所においては、その長が実質的な責任と権限を持つ。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、管理下にある研究者をはじめ、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、管理下にある研究者をはじめ、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員等行等の適正な研究費執行についてモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

- 第7条 コンプライアンス推進副責任者は、各学科長・各課長とし、その役割の実効性を確保する観点から、コンプライアンス推進責任者を補佐し、管理下にある各学科の研究者の適正な研究費執行及び課員の執行管理について、責任と権限を持つ。
- 2 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示に基づき、不正防止に係る取組を実施するために必要な措置を講じる。

(研究倫理教育責任者)

- 第8条 研究倫理教育責任者は、研究担当副学長とし、研究者倫理の向上のための研究倫理教育の実施について、実質的な責任と権限を持つ。
- 2 研究倫理教育責任者は、全ての構成員に対して行動規範等に関する研究倫理教育を実施し、受講者に誓約書等の提出を求める。

(事務取扱責任者)

- 第9条 事務取扱責任者は、事務局長とし、統括管理責任者の指示のもと、公的研究費にかかる事務の責任を持つ。

(事務担当者)

- 第10条 事務担当者は、事務取扱責任者の指示のもと、公的研究費の全般の事務処理を取扱う。

(債務)

- 第11条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、それぞれの職務において、その管理監督の責務を十分果たさず、その結果不正を招いた場合には、学校法人君が淵学園就業規則によりその責任を負う。

(事務処理手続き等に関する相談窓口)

- 第12条 公的研究費の事務手続き等に関し、適切な研究支援を行うため、学内外から相談を受け付ける窓口を置く。
- 2 相談窓口は、地域共創センターとする。

- 3 相談窓口は、不正防止計画推進部署と連携・協力し、公的研究費の適正な運営・管理に努めなければならない。

(通報・告発窓口)

第13条 公的研究費の不正行為に関し、学内外からの通報・告発を受ける窓口を置く。

- 2 通報・告発窓口及び不正行為に係る調査手続きに関して必要な事項は別途定める。

(不正防止計画推進部署)

第14条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正の発生する原因を把握し、大学全体の観点から不正防止計画を策定、実施するために不正防止計画推進部署を置き、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

- 2 不正防止計画推進部署は、総務課・法人課・庶務課・地域共創センターとする。
- 3 不正防止計画推進部署は、本学における不正行為防止の取組みについてホームページ等で公表し、不正行為防止の施策を継続的に推進する。

(検収業務)

第15条 検収業務については、総務課検収係が検収を行い、換金性の高い物品については適切に管理する。

(発注業務)

第16条 発注業務については事務局が行うが、大学の指定する業者に業務を委託することもできる。
この場合は、第三者によるチェックが有効に機能するシステムを構築し、運用するものとする。

(取引業者への取組み)

第17条 取引実績のある全ての取引業者へ対して、不正行為に加担しない旨を定めた誓約書の提出を求める。この誓約書に違反し、不正行為に加担した場合の取引停止等の措置については別途定める。

(内部監査)

第18条 公的研究費の管理、及び事務の取扱いについて、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、別に定める学校法人君が淵学園内部監査規程に基づき、監査委員及び総務課・法人課・庶務課・地域共創センターが担当となっていく。
- 3 担当部署は、必要に応じて監事及び公認会計士と連携・協力し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関し、必要な事項は別途定める。

附則

1. この規程は、平成27年 3 月 16日から施行する。